

二宮町老人ホーム入所判定委員会の比較表

条例 (後)	要綱 (前)
<p>二宮町老人ホーム入所判定委員会条例 (案)</p> <p><u>(趣旨及び設置)</u></p> <p>第1条 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第11条第1項に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム (以下「老人ホーム」という。) への入所措置の可否を判定するため、二宮町老人ホーム入所判定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 老人福祉法第11条第1項に規定する措置の可否の判定に関すること。</p> <p>(2) 同条第1号で措置された老人ホーム入所者の措置変更の可否に関すること。</p> <p>(3) その他必要とする事項に関すること。</p> <p><u>(組織等)</u></p> <p>第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 町長が指名する医師</p> <p>(2) 養護老人ホーム等の施設長</p> <p>(3) 民生委員児童委員</p> <p>(4) 健康福祉部長</p> <p><u>(委員長)</u></p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>二宮町老人ホーム入所判定委員会設置要綱</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第11条第1項に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム (以下「老人ホーム」という。) への入所措置の可否を判定するため、二宮町老人ホーム入所判定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。</p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 老人福祉法第11条第1項に規定する措置の可否の判定に関すること。</p> <p>(2) 同条第1号で措置された老人ホーム入所者の措置変更の可否に関すること。</p> <p>(3) その他必要とする事項。</p> <p><u>(委員)</u></p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 町長が指名する医師</p> <p>(2) 養護老人ホーム等の施設長</p> <p>(3) 民生委員児童委員連絡協議会</p> <p>(4) 健康福祉部長</p> <p><u>(委員長等)</u></p> <p>第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員会において、特に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>

条例 (後)	要綱 (前)		
<p>4 委員会において、特に必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (守秘義務)</p> <p>第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p>(持ち回りの方法による表決)</p> <p>第6条 委員長が特に必要と認めるときは、持ち回りの方法により表決を求め、委員の過半数が参加する場合に限り、会議の議決に代えることができる。</p> <p>2 前条第3項の規定は、持ち回りの方法による表決について準用する。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「参加した委員」と読み替えるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>		
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)</p> <p>2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1介護保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から適用する。</p>		
<table border="1"> <tr> <td>老人ホーム入所判定委員会委員</td> <td>6,200円</td> </tr> </table>	老人ホーム入所判定委員会委員	6,200円	
老人ホーム入所判定委員会委員	6,200円		